

秋田県告示第219号

秋田県金属鉱業研修技術センター条例（平成2年秋田県条例第50号）第11条第1項の規定により、次のとおり秋田県金属鉱業研修技術センターの利用料金を承認したので、同条第3項の規定により、公告する。

承認した秋田県金属鉱業研修技術センターの利用料金は、令和8年4月1日から適用する。

令和8年3月31日

秋田県知事 鈴木 健 太

区 分	利用料金の額（1人1泊につき）
宿泊室A	6,150円以上9,210円以下
宿泊室B	7,890円以上11,830円以下
宿泊室C	9,050円以上13,570円以下
宿泊室D	9,630円以上14,430円以下

備考

- 1 宿泊室の区分は、次のとおりとする。
 - （1） 宿泊室A 床面積が22平方メートルの宿泊室をいう。
 - （2） 宿泊室B 床面積が28平方メートルの宿泊室をいう。
 - （3） 宿泊室C 床面積が31平方メートルの宿泊室をいう。
 - （4） 宿泊室D 床面積が39平方メートルの宿泊室をいう。
- 2 利用料金の額は、素泊まりの利用料金に適用する。